

全 員 協 議 会 資 料

令和7年2月14日

1. 名張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

(福祉子ども部)・・・後日配布

2. 名張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

(福祉子ども部)・・・後日配布

3. 地方独立行政法人名張市立病院中期目標（素案）に係るパブリック
コメント意見募集結果及び中期目標（案）について

(市立病院)・・・P2～16

4. 地方独立行政法人名張市立病院に承継させる権利について

(市立病院)・・・P17～20

地方独立行政法人名張市立病院中期目標（素案）に係るパブリックコメント
意見募集結果及び中期目標（案）について

案 件	地方独立行政法人名張市立病院中期目標（素案）		
募集期間	令和6年11月22日～同年12月21日		
意見の件数 （意見提出者数）	41件（10人）		
意見の取扱い	修正	素案を修正するもの	0件
	既記載	既に素案に盛り込んでいるもの	4件
	参考	素案に盛り込めないが、今後の参考とするもの	25件
	その他	素案に反映できないが、意見として伺ったもの	12件

市民等の意見の概要	件数	意見に対する名張市の考え方
<前文 P1> 病院の経営は、診療報酬や職員の勤務体制などの根本的な問題があり、多くの医療機関が赤字となっている。市が直営で指導力を発揮し、病院運営の改革に取り組むことを求める。	1件	【その他】 病院経営を取り巻く環境が厳しくなる中で、持続可能な経営基盤を確立することを目指して、地方独立行政法人による運営を決定したところです。医療行政は市が担うこととし、法人は、その強み（自律性・機動性）を生かして、病院経営に専念することとします。
<前文 P1> 「救急医療（二次救急、小児救急）、小児医療、感染症医療その他緊急時における医療」について、今後ともきっちりと果たしてほしい。	1件	【既記載】 第2の1「地域に必要な二次医療提供体制の確保」に記載のとおり、地方独立行政法人化後も、地域の中核病院及び災害拠点病院として、救急医療、小児医療などは引き続き提供し、災害時の対応を行うことを求めます。

<第1 P1> 中期目標と中期計画の議決の際、数年間の運営を短時間で議論するのは無理がある。透明性を確保するなら、毎年、議会で議論する必要があるのではないかな。	1件	【その他】 中期目標の策定、中期計画の認可に係る議決は数年ごとですが、市から法人に交付する運営費負担金については、毎年度の一般会計予算として、市議会において審議されることとなります。経営の自主性が地方独立行政法人の特長ではありますが、引き続き市と法人とが連携しながら運営することとなります。
<第2の1の(1) P1> 独法化されれば今より採算重視になり、真に市民に必要な体制が取れなくなるのではないかな。そういったことのないよう、市直営で運営してほしい。	1件	【その他】 地方独立行政法人は、現行の地方公営企業と同様に独立採算制を原則とする必要がありますが、本市の政策的な見地から法人が実施すべきと判断した事業は中期目標として法人へ指示し、法人は自律的かつ効率的な経営をもって目標を達成することが望ましいと考えます。
<第2の1の(1) P1> 救急医療体制の堅持ではなく拡充を目指すべきではないかな。また、中期目標だけではなく、定款に入れるべき項目ではないかな。	3件	【参考】 伊賀地域の二次救急医療体制については、慢性的な医師不足地域にありながら、地域の医療関係者の尽力により医療資源を効率的に活用して、基幹3病院による輪番制を実現しています。今後の人口減少社会を見据えると、本体制を維持していくことには多大な努力を要することから、中期目標においては堅持を目標としているところです。 なお、地方独立行政法人の定款と中期目標は、いずれも議会の議決を経て市が定めるものですが、定款が法人の財産や役員等の基本的事項を定めるものであるのに対し、中期目標は住民サービス等の質の向上、業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善等について定めるものです。

		で、法人が実施すべきと考える内容については、中期目標に記載することが望ましいと考えています。
<第2の1の(1) P1、第5の2(1) P5・6> 名張市総合計画で「妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援（名張版ネウボラ）」を表明していることから、市立病院へ産科を設置するなど、小児・周産期医療を充実させるべきである。	8件	【参考】 小児・周産期医療体制の確保については、市内に分娩できる施設がなくなることから、出産を控える妊婦への支援等の短期的施策と、市内で分娩できる体制整備等の中長期的施策を検討していきます。 短期的施策としては、緊急時の移動等のフォロー体制や、心配事の相談ができる仕組みの構築、産後ケアの充実等に取り組みます。 中長期的な施策としては、本市の周産期医療の在り方という観点から様々な方法を検討していきます。なお、仮に市立病院に産科を設置する場合は、10床以上の専用病床に加えて分娩室や新生児室等の施設整備が必要となるほか、医療機器の整備費、人件費等の運用経費の財源をどのように確保するかが大きな課題となります。 引き続き、市民の皆様が安全に、安心して出産し子育てできる環境の整備に努め、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援に取り組みます。
<第2の1の(2) P1> 評価委員会で意見があった療養病床への転換についてどう考えているか。	2件	【その他】 三重県地域医療構想において、伊賀地域は慢性期の病床が不足している現状がありますので、地域医療提供体制の充実に向けて病床機能の見直しは検討の余地があります。ただし、一般病床と療養病床とでは、求められる職員配置数や必要設備等が大きく異なり、地域の医療介護関係者との合意形成が必要となるため、

		法人設立時に機能転換を行うことは考えておりません。
<第2の1の(2) P1> 在り方検討委員会の答申で盛り込まれていた地域医療連携推進法人を作り、医薬品・材料の共同購入や人材の相互派遣・共通研修などに取り組むことが中期目標に書かれていないが、その理由は何か。	1件	【その他】 地域医療連携推進法人については、市立病院経営強化プランにおいて活用を検討することとしていますが、中期目標として具体的に示すことができる段階ではありません。
<第2の1の(2)、(4) P1、2> 紹介状なしの外来受診、訪問診療、訪問リハビリなど、市民から要望の強いサービスを盛り込むよう求める。	2件	【参考】 市立病院は「在宅療養後方支援病院」として、地域の診療所や訪問看護ステーションを支援し、在宅患者の緊急時の受診や入院受入れの役割を担っています。また、在宅復帰に特化した地域包括ケア病棟の設置や訪問診療を実施していますので、法人化後も引き続き在宅医療機能の充実が図られることが望ましいと考えます。 紹介受診に関しては、地域の医療機関の役割分担の下、市立病院は二次医療を担う病院として役割を果たすことで、限られた医療資源の効率的な活用につながりますので、ご理解をいただきたいと思います。
<第2の1の(3) P1・2> 「専門診療科の充実」について、具体的な診療科を記載すべきである。	2件	【その他】 地方独立行政法人は、公共上の見地から必要な事業を効率的かつ効果的に行わせることを目的とした法人であるため、組織運営上の裁量や自律性を可能な限り認めることが、結果的に公益にかなうものと考えています。 そのため、診療科の設置等の個々の経営判断については、救急医療や小児医療といった本市の政策上実施すべき事業を除き、法人が主体的に

		決定すべき事項ですので、中期目標への記載は不要であると考えています。
<第2の2の(3) P2> 「医療安全管理対策の徹底」について、医療事故につながる危険な事例をヒヤリハットとして報告しても組織内で共有されていないのではないか。外部の専門家による確認を行い、市民が安心して医療サービスを受けられる体制を構築してほしい。	1件	【参考】 市立病院の医療安全管理委員会において、毎月、医療安全管理者よりヒヤリハット及び医療事故に関する報告と再発防止策の検討を行っています。また、重大な医療事故が発生した場合は、医療事故調査制度を活用して医療事故調査センター等の外部機関に助言を求めることとしていますので、地方独立行政法人化後も引き続き、これらの取組を継続することを求めます。
<第2の3 P2・3> 黒字経営が至上命題となり、患者負担やサービスの低下につながるのではないか。	1件	【既記載】 効率的な業務運営が可能となることが地方独立行政法人の特長であり、これにより収支の改善を目指していくこととなりますが、法人が担う公立病院としての役割はこれまでと変わるものではなく、地域の中核病院として、救急医療、小児医療などを引き続き提供することは、第2の1「地域に必要な二次医療提供体制の確保」に記載のとおりです。法人化することで、サービスが低下するということはありません。
<第2の3 P2・3> 市民の声をどう聞いていくかという表明がない。	1件	【既記載】 地方独立行政法人の業務運営は、市（市議会、市長）の関与の下で、中期目標の策定、中期計画の認可、実績評価がされる仕組みとなっており、市民の声を聴くことが制度そのものに内在しているということができます。また、第2の3の(1)「患者中心の医療の提供」及び(4)「職員の接遇向上」にも記載していると

		おり、患者相談窓口の更なる充実、患者満足度調査の実施等により、市民の声を聴き、法人運営に反映させることを求めます。
<第2の3の(2) P2・3> 「マイナンバーカード健康保険証の利用の促進」を掲げているが、患者のプライバシー保護、医療アクセス確保にとって極めて問題があるため、中期目標に掲げることは不適切であり、削除すべきである。	1 件	【その他】 厚生労働省が推進する医療のデジタル化の取組により、マイナンバーカードの保険証利用（マイナ保険証）を活用した健診情報や薬剤情報の確認、電子処方箋の発行等の仕組みが導入されています。市立病院においても、病院窓口での声掛けやポスター掲示等の啓発活動を行っていますので、これらの取組を法人でも引き続き実施することを求めるものです。 なお、マイナ保険証は任意であり、患者に強制することはありません。
<第2の3の(2) P2・3> 「ボランティアの活用」について、コスト優先だけで経営を図ることは認められない。	1 件	【その他】 第2の3の(2)「患者の利便性の向上」の後段部分の趣旨は、多様な主体が病院運営に関わることにより利便性の向上につなげる目的で、ボランティアの活用を図ろうとするものであり、コスト優先を目的とするものではありません。
<第2の3の(3) P3> 「患者のプライバシー確保に配慮した快適な院内環境の整備」について、独法化された多くの病院で導入されている「差額ベッド代の拡大」につながるおそれがあるため、差額ベッド代の拡大を行わないことを明記すべき。	1 件	【その他】 個室等の特別な療養環境で入院した場合に徴収する料金（いわゆる差額ベッド代）については、法人の規程で定める必要があります。その金額は、人件費や光熱水費等の必要経費や、近隣医療機関とのバランスを考慮して決定すべき事項であるため、中期目標として記載することではありません。

＜第3の1の(3) P3・4＞ 「コンプライアンスの徹底」について、不祥事への対応や内部統制について全く信頼できない。病院事務局は放置しているだけではなく積極的な関与も疑われる。病院のパワハラ窓口は事務局だが、第三者による組織全体の調査を行うべき。また、現事務局がスライドして残ることは絶対に避けるべき。	1件	【参考】 中期目標におけるコンプライアンスの徹底は、明文化された法令や規範のみならず、組織及び職員倫理や公序良俗等、公正な組織であれば遵守されるべき事項全般の確保措置を求めるものです。また、これに関連する事項として、第3の1の(1)「組織と管理運営体制の確立」に記載のとおり、組織内の不正の早期の発見及び対処を目的として、内部通報制度の整備を図ることとします。 事務部門については、業務の継続性の観点から一定期間は市から職員派遣を行います。将来的には法人が直接雇用する職員による体制を目指すべきであると考えます。
＜第3の1の(3)、2の(4) P3・4＞ 「ハラスメントの根絶」について、実効性に乏しい内容しか盛り込まれていない。	6件	【参考】 職場内ハラスメントの根絶については、第3の1の(3)「コンプライアンスの徹底」に基づき、法令や規程等の組織上の措置を講じる必要があるほか、第3の2の(4)「働きやすい就労環境の整備」により、ハラスメントが起きにくい職場環境づくりを進めていく必要がありますので、これらの目標を達成することで、職場内ハラスメントの根絶に向けて前進することができると考えられます。
＜第3の2の(3) P4＞ 「人事評価・業績評価」を導入することは、上意下達の管理統制が強まり、ハラスメントの温床となる危険性がある。また、管理者の人事評価で差別的な人事・組織運営が行われれば、チーム医療に逆行する。	1件	【参考】 人事評価制度の構築に当たっては、評価する側・される側の双方の納得感が何より重要であることから、法人移行時には現行の市の制度（行動評価と目標管理による業績評価）を引き継ぐこととし、第3の2の(3)「人事評価制度の構築」

		に記載のとおり、段階的に検討を行うことを求めます。 人事評価制度の目的は、職員間で差を付けることではなく、組織目標の共有にあると考えています。こうした観点から、チーム医療への貢献を行動評価の項目に加え、業績評価における目標は組織目標に根差したものとするなど、組織の課題の解決に結び付くような人事評価の運用及び活用を行うことを検討しています。
<第3の2の(3)、(4) P4> 人事評価制度の構築及び働きやすい就労環境の整備について、中間管理職含め制度をきっちりと理解して運営してほしい。	1件	【参考】 第3の2の(4)「働きやすい就労環境の整備」に記載のとおり、精神面を含めた健康管理体制の構築、定期的な職員満足度調査の実施、各種休暇制度の充実等を図ることを求めます。法人職員の勤務条件・給与水準は、市の現行の制度を引き継ぐことを原則とし、労働基準法等の各種労働法規に照らして制度構築を進めています。また、人事評価制度の構築に当たっては、評価する側・される側の双方の納得感が何より重要であることから、法人移行時においては現行の市の制度（行動評価と目標管理による業績評価）を引き継ぐこととし、第3の2の(3)「人事評価制度の構築」に記載のとおり、段階的に検討を行うことを求めます。
<第3の2の(4) P4> 「働きやすい就労環境」として、「労働時間管理や休暇充実」を盛り込んでいるが、これを保証する人員増には触れていないため、実効性に乏しい。	1件	【既記載】 ご指摘のとおり、十分な職員数の確保は、就労環境を向上させる前提条件です。第2の2の(1)「医療従事者の確保と専門性の向上」に記載しているとおり、医療従事者の確保を最優先に取り組むべき事項としま

		す。
<第4の1の(3) P5> 運営費負担金の記載について、政策医療は市が責任を持って負担すべきだが、法人に責任を転嫁し、他人事のような表現である。	2件	【参考】 ご指摘のとおり、市民にとって不可欠な政策医療を継続していくために、市が責任を持って運営費負担金を法人に交付しなければなりません。そして、交付を受けた法人は、その執行について説明責任を果たす必要があります。市・法人の双方が果たすべきこれらの役割を明記したものです。
<目標全体に係る意見> 独法化に際し職員や市民とじっくり話し合いを持ってください。	1件	【その他】 これまで名張市立病院経営強化プランのパブリックコメント、市民説明会、市広報等により情報提供や説明を行ってまいりました。職員に対しても、職場ヒアリング、職員説明会等を通して、現行の勤務条件を引き継ぎ、職員誰もが働きやすい職場づくりに努めることの説明を行ってきました。今後も丁寧な対応に努めてまいります。

地方独立行政法人名張市立病院中期目標（案）

前文

名張市立病院（以下「市立病院」という。）は、平成9年の開院以来、市民に親しまれ信頼される病院を目指して、二次医療機関として地域の医療機関との役割分担や連携を行いながら、救急医療（二次救急、小児救急）、小児医療、感染症医療、災害その他緊急時における医療といった地域医療における中核的な役割を果たしている。

近年は、人口減少、少子高齢化による疾病構造の変化、医療需要の増大や多様化、医療従事者の不足と働き方改革への対応が大きな課題となっている。市立病院がこうした課題に対応し、持続可能な医療提供体制を支えるための強固な経営基盤の確立に向けて、経営の自律性、機動性及び透明性の高い経営形態である地方独立行政法人へ移行することとした。

地域医療における公立病院としての役割を引き続き担いながら、地方独立行政法人の特長を十分に生かした病院運営を行うことを期待し、中期目標を次のとおり定める。

第1 中期目標の期間

令和7年10月1日から令和11年3月31日までの3年6か月間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域に必要な二次医療提供体制の確保

（1）二次救急及び小児救急医療体制の堅持

地域住民の安心と安全を守るため、今後の医療需要の動向を注視しながら、伊賀地域基幹3病院による二次救急輪番制と24時間365日の小児救急医療体制を堅持すること。なお、市や医師会と協力し、二次救急医療の適正利用の促進、かかりつけ医の重要性等について、市民への丁寧な説明と情報提供を行うこと。

（2）がん、心疾患、脳卒中等の医療需要に応じた診療機能の強化

がん、心疾患、脳卒中等の診療機能を強化するため、大学病院等の高度先進医療を実施している医療機関と連携した診療体制を充実させること。また、人口動態や疾病構造の変化に基づく医療需要の動向を踏まえ、伊賀地域基幹3病院それぞれの専門性に応じた役割分担と連携体制を更に推進し、地域完結型の医療提供体制の構築に寄与すること。

（3）地域医療機関との役割分担と連携強化の推進

地域の中核病院としての役割を果たすため、以下の点を含め、地域医療連携部門の

充実を図り、円滑な役割分担と連携を一層強化すること。

ア 紹介率・逆紹介率の向上を図ること。

イ 医療機器等の共同利用を促進すること。

ウ 地域の医療需要に応じた専門診療科の充実を図ること。

(4) 高齢社会に対応した医療機能の充実

地域の医療機関や介護サービス事業所と連携、役割分担の上、在宅復帰を支援し、高齢社会に対応した医療機能の充実を図ること。

(5) 災害時や新興感染症発生時に備えた体制の確保

市民の安心と安全につながる医療提供が継続できるよう、平時から必要な人的・物的資源を整備する等の対策を講じること。また、DMA T（災害派遣医療チーム）を有する災害拠点病院として、県や市が実施する災害対策等に協力すること。

2 医療水準の向上

(1) 医療従事者の確保と専門性の向上

医療従事者の離職が社会的な課題となっているため、計画的な確保及び定着を最優先課題として取り組むこと。また、地域や市立病院に必要となる優秀な職員を育成するため、それぞれの職種に応じた専門性の向上、教育・研修体制の充実、専門資格取得の支援等を行うこと。

(2) 医療機器等のインフラ整備

医療サービスの質を高め、地域医療の信頼性の向上を図るため、地域の医療需要に応じた質の高い医療機器等を導入すること。その際、費用対効果の検証を行い、適正な整備に努めること。

(3) 医療安全管理対策の徹底

院内感染防止及び医療安全管理に関する情報の収集及び分析を行う体制を構築し、職員全員が医療安全管理対策を徹底すること。

3 患者サービスの一層の向上

(1) 患者中心の医療の提供

患者の権利擁護の観点から、患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセントの徹底を図ること。また、患者相談窓口の更なる充実、セカンド・オピニオン制度の有効活用を推進を図ること。

(2) 患者の利便性の向上

マイナンバーカードの健康保険証利用の更なる促進その他デジタル技術の活用等を含め、それぞれの患者に応じた利便性の向上を図ること。また、ボランティア等を進

んで受け入れ、患者の利便性の向上につなげること。

(3) 院内環境の整備

患者のプライバシー確保に配慮した快適な院内環境を整備するため、施設、設備等の改修を計画的に実施すること。

(4) 職員の接遇向上

多様な患者ニーズに応じたサービスを提供するため、全ての職員に対し、法人が求める医療サービスの提供者としての行動を指針として明確に示し、接遇の向上に努めること。また、定期的に患者満足度調査を実施し、一層のサービス向上と業務改善の取組を進めること。

(5) 市民に対する積極的な情報発信

市民に選ばれる病院となるよう、診療内容や病院間の連携体制について、ホームページや広報紙を通じて周知を図ること。

また、市民が自身の健康管理に積極的に取り組めるよう、市立病院が診療等を通じて蓄積した健康、疾病予防その他専門医療等の情報を活用し、市民公開講座の開催やホームページ、SNS等による情報発信をすること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 地方独立行政法人の内部統制

(1) 組織と管理運営体制の確立

市立病院が中期計画及び年度計画を着実に達成できる管理体制を確立するため、理事会や事務局等の体制を整備するとともに、組織内における権限と責任の明確化により、効率的かつ効果的な管理運営体制を構築すること。

また、自律的かつ弾力的な組織とするため、部門間の連携を強化し、迅速かつ的確な意思決定を支える体制の整備を図るとともに、組織内における不正を早期に発見するため、内部通報制度の整備及び周知をすること。

(2) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の徹底

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の法令に基づき、個人情報の適正な取り扱いを徹底すること。また、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第14条第2項及び医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づき、サイバーセキュリティの確保及び医療情報を安全に管理するために必要な措置を徹底すること。

(3) コンプライアンスの徹底

信頼される医療機関としての責務を果たすため、以下の点を一層推進すること。

ア 患者の安全と医療の質を向上させるため、関係学会等が示すガイドラインの正しい理解と実践に努めること。

イ 法令や組織規範を厳守し、全ての職員が職員倫理に即した行動を取ること。

ウ 全ての職員が安心して働ける環境を整えるため、ハラスメント根絶のための教育と啓発活動を強化すること。

(4) 業務改善に取り組む組織風土の醸成

職員一人一人の意見やアイデアを業務運営に反映させるプロセスを確立し、業務改善に取り組む組織風土を醸成すること。

2 効率的かつ効果的な業務運営

(1) 適切かつ弾力的な人員配置

職員のスキルや適性を最大限に生かすため、職員を適切かつ弾力的に配置し、医療需要の変化や病院経営を取り巻く状況に迅速に対応すること。

(2) 事務部門の強化

病院の事務に精通した職員を確保し、診療情報の管理及び分析の専門能力を有する事務職員を増員、育成することにより、事務部門の職務能力の向上を図ること。これにより、経営管理機能を強化するとともに病院経営の効率化を図ること。

(3) 人事評価制度の構築

職員の努力が適正に評価され、実績が的確に反映される人事評価制度の構築を目指すこと。本制度の構築に際しては、職員の意欲を高められるよう、職員と共に段階的に構築すること。

(4) 働きやすい就労環境の整備

医療機関の経営にとって、職員一人一人の力は、大変重要である。法人は、その力を十分に発揮できるよう、働きやすい就労環境を整備するため、精神面を含めた健康管理の体制を構築し、定期的な職員満足度調査を実施するほか、効果的な機器等の整備、デジタル技術の活用、適切な労働時間管理及び各種休暇制度の充実その他の取組を実施すること。

(5) 予算の弾力化

中期目標及び中期計画の範囲内で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的かつ効果的な事業運営に努めること。

(6) 名張市立看護専門学校の充実と強化

最新の医療知識と技術を学べるカリキュラムの導入や市立病院との相互協力体制を更に強化し、実習環境の整備等、実践的なスキルが身に付けられるよう取り組むこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 収支の改善

公立病院としての使命を果たし、持続的な経営基盤を確立するため、理事長のリーダ

ーシップの下、医療環境の変化に的確かつ迅速に対応しながら、次に掲げる取組を推し進め、中期目標を着実に達成すること。その際、経営分析や計画の進捗状況の定期的な把握を行い、継続的な改善を実施する中で、全ての職員の経営感覚とコスト意識を高め、経営マインドの醸成を図ること。

(1) 収入の確保

病床利用率及び高度医療機器の稼働率向上を図り、収入を確保すること。また、診療報酬の改定や健康保険法（大正11年法律第70号）等の改正への的確な対処、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止対策と早期回収その他の取組に努めること。

(2) 費用の節減

複数年契約等の多様な契約手法の活用、後発医薬品採用の一層の促進、医薬品及び医療材料の在庫管理の徹底、委託業務の見直しその他の取組により、費用の節減を図ること。

(3) 運営費負担金

運営費負担金は、市民にとって不可欠な政策医療を継続していく上で必要となることから、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第85条第1項の規定により、設置団体である市が負担する。ただし、その財源が市民の負担により支出されていることを十分に認識した上で、法人の収入をもって事業の継続が困難であると認められる経費等について市と協議し、適切な額を中期計画に計上すること。その際、使途を明確にし、市民から理解が得られるような経営を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域の医療水準向上への貢献

(1) 地域関係機関を対象とした講演会や研修会の開催

地域に必要な医療技術や知識等の情報を活用した講演会及び研修会を定期的を開催し、医療水準の向上を図ること。

(2) 地域で活躍できる医療従事者の養成

大学等の医療人材の養成機関から医師、看護師、薬剤師等の実習を積極的に受け入れ、地域医療の特性や地域住民のニーズ等に応じた柔軟な対応力を育むことができる教育研修機能の充実を図ること。

2 市及び県の施策への協力

(1) 名張市総合計画「なばり新時代戦略」に基づく取組の継続

名張市総合計画「なばり新時代戦略」に基づき、地域の医療を支え、保健・医療・福祉の連携を強化し、全世代・全対象型の地域包括ケアシステムの充実を図るという

市の取組に協力すること。また、産科医療提供体制等、市が抱える課題解決に向けた医療施策については、今後も引き続き市、医師会等に協力し、検討すること。

(2) 広域的な地域医療体制の確保

広域的な地域医療体制の確保のため、引き続き主体的な役割を果たし、県が策定する「第8次三重県医療計画」及び「三重県地域医療構想」の実現に向け協力すること。

地方独立行政法人名張市立病院に承継させる権利について

1. 概要

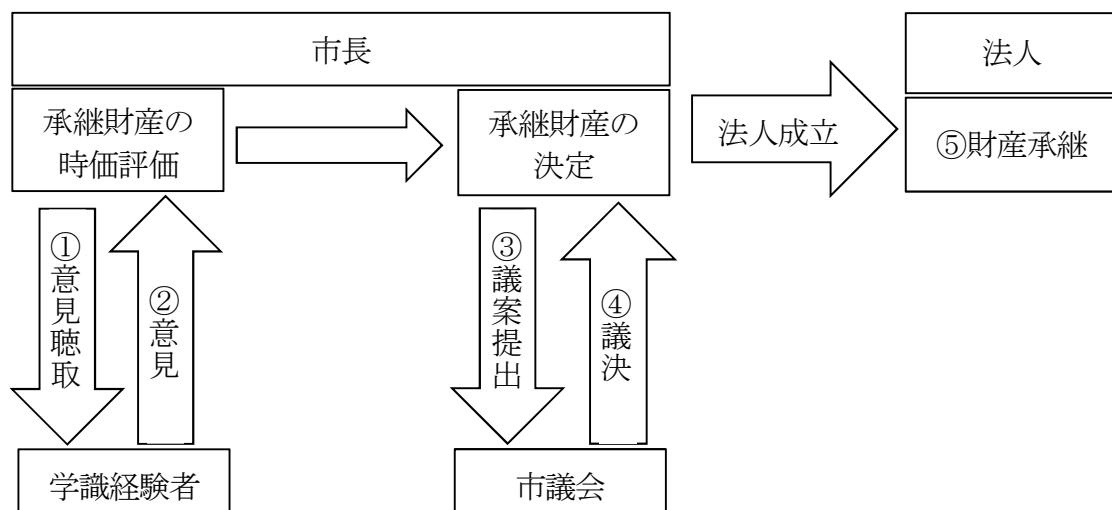
地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」といいます。）において業務が確実に実施されるためには、必要な財産（物品及び債権を含みます。）を法人に承継する必要があります。

設立団体から地方独立行政法人への権利の承継に関しては、承継される権利に係る財産の合計価額から、承継される負債の合計価額を控除した額に相当する金額が、地方独立行政法人に出資されたものとみなすこととされており（地方独立行政法人法（以下「法」といいます。）第66条の2第1項）、地方独立行政法人に出資された財産の価額を適正なものとするために、地方独立行政法人の設立の日現在における時価を基準として評価しなければならず、評価に当たっては、不動産鑑定士等の学識経験者の意見を聴かなければならないこととされています（法第66条の2第1項及び第3項並びに法施行令第19条）。

また、地方独立行政法人に権利を承継するに当たっては、あらかじめ議会の議決を経なければならないこととされており（法第66条第1項及び法施行令第18条）、これらの規定に基づく手順を図示すると、下記の図のようになります。

この度、学識経験者の意見を聴き、承継する財産の範囲の整理及び評価を行い、その結果を踏まえ、法人設立時における財産的基礎の再試算を行いました。関連する議案は、3月定例議会に提出することとします。

【権利承継のフロー図】



2. 法人への権利承継に関する議案

(1) 地方独立行政法人名張市立病院に承継させる権利を定めることについて

名張市病院事業会計に属する財産について、次のとおり法人に承継することとします。なお、土地及び建物の面積は(2)の変更後のもので、価額は不動産鑑定士の評価によるものです。

ア 法人に承継する土地

	所在地	面積 (㎡)	価額 (円) (右記の簿価との差)	簿価 (円) (6年度末見込み)
市立病院用地	百合が丘西1番町 178番地、179番地 1及び180番地	21,261.02	296,000,000 (△279,103,919)	575,103,919
職員駐車場用地	百合が丘西1番町 1157番地、1157番地 5及び1157番地6並びに 瀬古口1157番地1	3,485.97	48,000,000 (△27,534,398)	75,534,398
医師宿舎用地	百合が丘西5番町 30番地	3,605.73	50,000,000 (△129,881,246)	179,881,246
看護師宿舎用地	百合が丘西5番町 31番地	3,378.31	47,000,000 (△99,834,697)	146,834,697
看護専門学校用地	百合が丘西5番町 32番地	2,535.05	35,000,000 (△113,168,692)	148,168,692
合計		34,266.08	476,000,000 (△649,522,952)	1,125,522,952

イ 法人に承継する建物

	所在地	延べ床面積 (㎡)	価額 (円) (右記の簿価との差)	簿価 (円) (6年度末見込み)
病院	百合が丘西1番町 178番地	18,102.11	1,773,000,000 (△278,119,788)	2,051,119,788
医師宿舎	百合が丘西5番町 30番地	945.96	71,000,000 (△12,657,500)	83,657,500

看護師 宿舎	百合が丘西5番町 31番地	1, 854. 00	132, 000, 000 (△107, 082, 167)	239, 082, 167
看護専 門学校	百合が丘西5番町 32番地	2, 305. 05	168, 000, 000 (△133, 050, 890)	301, 050, 890
合計		23, 207. 12	2, 144, 000, 000 (△530, 910, 345)	2, 674, 910, 345

ウ 法人に承継するその他の権利

ア及びイのほか、法人成立の日の前日（令和7年9月30日）において、名張市病院事業会計に属する公有財産、物品及び債権

（2）地方独立行政法人名張市立病院定款の一部変更について

法人に承継しない土地（養護老人ホームの事業用途のために、社会福祉法人に使用貸借している土地）の分筆登記並びに土地及び建物の評価を実施する過程で精査したところ、土地の面積及び建物の延べ床面積に訂正が必要となりましたので、定款の一部（法人に承継する土地及び建物を定める別表）について、次のとおり変更します。

ア 土地

所在地	面積（㎡）	
	変更前	変更後
百合が丘西1番町179番地1 (分筆登記前：179番地の一部)	<u>10, 150. 00</u>	<u>10, 364. 29</u>

イ 建物

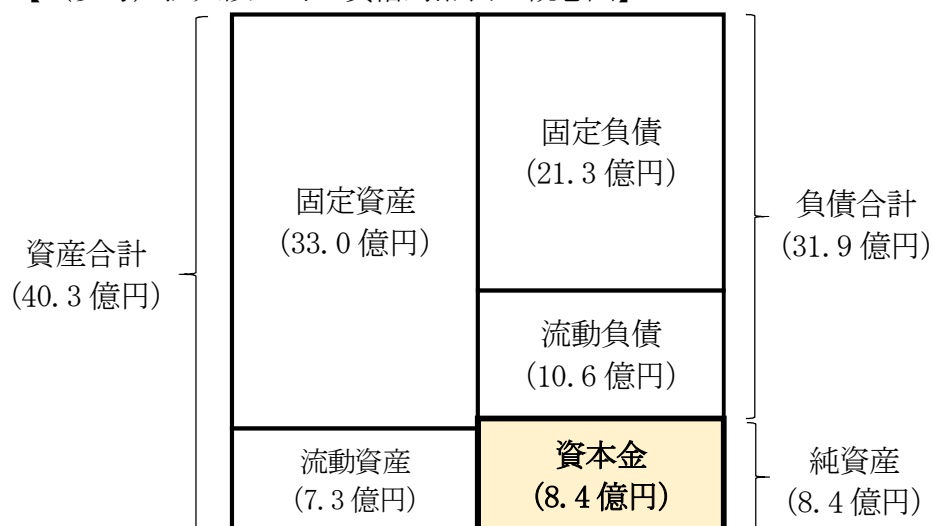
施設名	所在地	延べ床面積（㎡）	
		変更前	変更後
病院	百合が丘西1番町178番地	<u>21, 034. 55</u>	<u>18, 102. 11</u>
医師宿舎	百合が丘西5番町30番地	<u>965. 65</u>	<u>945. 96</u>
看護師宿舎	百合が丘西5番町31番地	<u>1, 921. 58</u>	<u>1, 854. 00</u>
看護専門学校	百合が丘西5番町32番地	<u>2, 305. 06</u>	<u>2, 305. 05</u>

3. 財産的基礎の再試算

地方独立行政法人を設立する際は、業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有することが必要であり（法第6条第1項）、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額を下回る場合（債務超過の場合）は設立することはできず、その差額に相当する額の資金等を設立団体が地方独立行政法人に拠出することが求められます。

そのため、本市から承継させる財産、物品及び債権を踏まえ、法人の設立時点で想定される資産及び負債の額を試算したところ、資産合計40.3億円に対して負債合計31.9億円であり、8.4億円の資産超過となる見込みです。

【（参考）法人設立時の貸借対照表の概念図】



【（参考）病院事業会計の資産及び負債の推移】

(百万円)

		令和5年度	令和6年度見込み	法人化時点見込み
資産合計	固定資産	4,589	4,563	3,295
	流動資産	1,565	991	734
	計	6,154	5,554	4,029
負債合計	固定負債	1,913	1,694	2,127
	繰延収益	364	320	—
	流動負債	1,234	1,260	1,061
	計	3,511	3,274	3,188
純資産	資本金	10,155	10,592	841
	資本剰余金	992	992	—
	欠損金	△8,504	△9,304	—
	計	2,643	2,280	841